

貸金庫利用規定

青梅信用金庫

第1条(この規定の取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

第2条(格納品の範囲)

1. 貸金庫には、次に掲げるものを格納する事ができます。
 - (1) 公社債券、株券、その他の有価証券。
 - (2) 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類。
 - (3) 貴金属、宝石類その他これに類する貴重品。
 - (4) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。
2. 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは、格納をお断りする事があります。
3. 自動貸金庫については、1個について格納する事ができる重量は、30kg以内とします。

第3条(契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到達する指定月の月末までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第4条(使用料)

1. 貸金庫の使用料は、当金庫が店頭に表示する料金により1年間を前払いするものとし、毎年10月1日またはその翌営業日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳・同払戻請求書または小切手によらず払戻の上使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月として、その月から月割計算により支払って下さい。
2. 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
3. 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌日から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条(鍵、カードの保管)

貸金庫に付随する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ所定の保護函副鍵袋に入れ、借主は届出の印章、当金庫は押切印により封印し、当金庫が保管します。

また、自動貸金庫の場合、カードを使用するため、カードについても鍵に準じて保管します。

第6条(貸金庫の開閉等)

1. 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。自動貸金庫はカードを併せて使用してください。
2. 開閉にあたっては、当金庫所定の「貸金庫開扉票」に届出の印章により記名押印して提出して下さい。ただし、自動貸金庫をご使用の方は「貸金庫開扉票」は不要です。なお、閉扉後は貸金庫の施錠を確認して下さい。

3. 必要に応じ格納品出し入れの際、職員が立会う場合もあります。
4. 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

第7条(届出事項の変更等)

1. 印章の喪失、または印章、名称、代表者、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵・カードを喪失、もしくは毀損したときも同様とします。
2. 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかった時でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第8条(印章、鍵・カード喪失時の取扱)

1. 印章もしくは正鍵・カードを喪失した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める事があります。
2. 正鍵もしくはカードを紛失または毀損した場合、錠前・カードの交換等に関する費用はお客さまのご負担となります。

なお、当金庫が貸金庫の変更を求めた時は、直ちにこれに応じてください。

第9条(印鑑・暗証番号照合等)

1. 貸金庫開扉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて開扉その他の取扱をしたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. カード読取機により貸金庫カードを確認し、カード読取機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫したうへは貸金庫カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第10条(損害の負担等)

1. 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開扉に応じられない事があります。また、このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
2. 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
3. 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

第11条(反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合は、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第12条(解約等)

1. この契約は、借主の申出により何時でも解約する事ができます。この場合、正鍵・カード(自

動貸金庫の場合) および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵・カードまたは届出の印章を紛失した場合に解約するときは、この他第8条に準じて取扱います。

2. 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫は何時でもこの契約を解約する事ができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡して下さい。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) 借主が使用料を支払わないとき
 - (2) 借主について相続の開始があったとき
 - (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - (4) 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - (5) 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - (6) 借主が法律上の人格または行為能力を喪失したとき
 - (7) 当金庫の信用、名誉を毀損しまたは損害を与えたとき
 - (8) その他前号に準ずる行為があったとき
3. 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。
 - (1) 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - (3) 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
4. 前二項および前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または、契約期間満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日には第4条第1項の方法に準じて自動引落する事ができるものとします。

5. 第1項または第2項および第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分、または処分が困難な場合には廃棄する事ができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求める事ができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
6. 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払って下さい。

第13条(貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更をもとめたときは、直ちにこれに応じてください。

第14条(緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をする事ができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第15条(譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入はできません。

第16条(保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第17条(規定の変更)

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(2020年 9月 1日現在)

以上